

令和3年度第4回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和3年7月13日(火) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男			
会長職務代理者	13番	西村	辰寿	14番	西田	悦子
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一
	3番	今井	光秋	4番	綾木	晴子
	5番	小林	孝	6番	谷尾	友枝
	7番	小椋	武	8番	田中	正則
	9番	山寄	幸臣	10番	中田	典昭
	11番	山根	祐一			

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	手見野大樹
	荻原	晴雄	栄田 正温
	井上	善雅	上田 正人
	佐藤	洋一	山本 知司
	上月	清	西村 昭二
	保田	公範	公賀 義高
	白岩	義広	

4. 欠席委員 竹内 俊雄

5. 議事日程

- |    |            |                               |          |
|----|------------|-------------------------------|----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 2番 明治 良一                      | 3番 今井 光秋 |
| 第2 | 報告事項1      | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について      |          |
|    | 2          | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について     |          |
|    | 3          | 農地法施行規則第29条の規定による転用届について      |          |
|    | 4          | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について |          |
| 第3 | 議案第1号      | 農地法第3条の規定による許可申請審議について        |          |
| 第4 | 議案第2号      | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について     |          |
| 第5 | 議案第3号      | 非農地証明について                     |          |
| 第6 | 議案第4号      | 農用地利用集積計画案の決定について             |          |
| 第7 | 議案第5号      | 農用地利用配分計画案について                |          |
| 第8 | 議案第6号      | 農業振興地域整備計画の変更について             |          |

第9 その他

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 副主幹 尾崎 千穂  
主 事 櫻田 康太

## 6. 会議の概要

局長	<p>開会（13時30分）</p> <p>本日の欠席者は、竹内推進委員1名です。</p> <p>農業委員 出席者数 14名</p> <p>農地利用最適化推進委員 出席者数 13名</p> <p>定足数に達していますので、令和3年度第4回八頭町農業委員会を始めます。</p> <p>今回もコロナウイルス予防対策のため「農業委員会憲章唱和」は省略させていただきます。</p> <p>開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。</p>
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、2番 明治良一委員、3番 今井光秋委員をお願いします</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら事務局は報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告を4件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は4件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。3ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は7件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> <p>報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。5ページをご覧ください。今月は1件です。200㎡未満の農業用倉庫です。内容は問題なしということで受理しました。</p> <p>報告4 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。2件の該当事業がありました。6ページをご覧ください。</p> <p>県工事の工事作業ヤードと工事盛土材仮置場であります。八頭県土整備事務所の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。</p>

議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号7-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について。議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号7-1について説明をします。</p> <p><b>【議案第1号 受付番号7-1 朗読後、説明】</b></p> <p>土地の所在地 奥谷地内</p> <p>登記地目：田 現況地目 畑</p> <p>面積 616 m<sup>2</sup></p> <p>権利の種類は、所有権移転売買です。</p> <p>理由につきましては、農業経営規模を拡大したいという意向のある譲受人が耕作されるということで話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は実家が町内にあり、実家が所有する農地や鳥取市内に所有する農地で主に水稻を栽培されています。通作については、自宅から概ね車で15分程度であり問題はないと思われま。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、40年以上農業に従事され、主に冬場を除く期間に農作業に従事されておりますので、問題はないと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は30アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、119アールあり問題はありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では果樹を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p>
議長（会長）	この件につきましては、4番 綾木晴子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
綾木委員	7月5日に、栄田推進委員と藤田事務局長の3名で現地調査を行い、同日、譲渡人で譲受人の代理人でもあります行政書士さんに聞き取り調査を行いました。詳細は事務局の説明のとおりであり、問題はないと考えますので、よろしく願いいたします。

議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
今井委員	位置がよくわかりません。詳細な位置の説明をお願いします。
事務局	（スライドにより説明）
議長（会長）	他に意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定します。以上で、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号4-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号4-1について説明をします。</p> <p><b>【議案第2号 受付番号4-1 朗読後、説明】</b></p> <p>土地の所在地 郡家地内          登記地目：田 現況地目 畑          面積 72㎡の内 8㎡</p> <p>土地の所在地 郡家地内          登記地目：田 現況地目 田          面積 1694㎡の内 128㎡</p> <p>土地の所在地 郡家地内          登記地目：畑 現況地目 畑          面積 240㎡の内 48㎡</p> <p>使用貸借による埋蔵文化財試掘調査を目的とした転用です。</p> <p>場所、図面など資料については、本日配布議案書の3ページから9ページに付けています。</p> <p>場所については、議案書の3ページから6ページに図面を付けていますが、八頭町役場郡家庁舎の北西側300mに位置する農地になります。土地利用計画図は5ページから9ページに付けています。</p> <p>転用理由につきましては、福祉施設及び駐車場の増設のために農地転用申請をしたい。それに伴い、埋蔵文化財試掘調査を行い</p>

事務局

たいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、八頭町役場郡家庁舎から300m以内に位置する第3種農地と、八頭町役場郡家庁舎から500m以内に位置する第2種農地に該当します。許可根拠は原則許可、代替地なしです。

資力及び信用についてですが、実施は八頭町教育委員会事務局で予算計上を確認しました。

また、借受人は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、周囲は申請地と同一地番に囲まれており同意は得られています。雨水は既存農業用水路へ放流します。区長と水利権者の同意は得られています。

日照、通風についてですが、建築物はないため周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。

議長（会長）

この件につきましては、私が事前調査を行いましたので報告いたします。

7月8日に雨天でしたが現地を確認致しました。現地は7ページ記載の地図のとおり田、畑で一部用水路を含んでいることから水路部分の機能交換を行う予定とのことで測量杭が設置してありました。同日、借受人に施設増築について電話で聞き取りを行ったところ、コロナ感染防止対策として経営するケアハウスを2人部屋から1人部屋にする必要があること。また、別に行っている生活介護事業の通所介護に加え短期入所生活介護の施設を作りたいとのことでした。この計画をもって貸出人のAさんに農地を分けて頂きたいとお話をされ快諾されたとのことでした。今回は埋蔵文化財試掘調査でありますので調査が完了しましたら工事に向けた手続きを行うこととなります。

貸出人のBさんの方は「わずかな面積ですが頼まれたらお分けする。用水路の変更も協力する」とのことでした。貸出人のAさんに

議長（会長）	<p>については「福祉施設と障害者福祉施設のために協力することにいたしました」とのことでした。お二方には7月9日にお話しを伺いました。試掘調査が何事もなく終わればいいですねと話をして帰ったところです。以上で私の報告を終わりますが事務局の提案のとおり問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いしたいと思います。</p>
	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
山本推進委員	<p>4ページ以降に位置図等が示されていますが公図が分かれており位置関係がよく分かりません。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（スライド等により説明）</p>
山本推進委員	<p>試掘調査の結果により本調査が必要となった場合、試掘調査の費用は借受人の負担となるのか町の持ち出しがあるのかこの場ではつきりしておきたいので教えてください。</p>
議長（会長）	<p>事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>失礼します。今回の申請につきましては試掘調査でありますので町教育委員会が町教育委員会の予算で実施します。財源は国庫補助金を含みます。試掘調査につきましては借受人の負担なく実施されます。この試掘調査の結果により本調査が必要となった場合、借受人の負担で本調査を行うこととなります。よって借受人は事業実施の可否について判断することになります。</p>
議長（会長）	<p>その他、質問意見はありませんか。</p>
山寄委員	<p>山寄です。先ほどの事務局説明の中で用水関係者の同意があるとありましたがどちらの用水組合でしょうか。安藤用水と庄田井手が関係すると思いますが、私も役員をしておりますが全く聞いておりません。どういうことかと思ひまして質問させていただきました。</p>
事務局	<p>申請書には安藤用水の同意書が添付されています。水利関係者については借受人が該当地区の区長の同意を得る際に確認し同意を取っているところですが申請書には庄田井手の同意書は添付されておりました。</p>
山寄委員	<p>本件に反対するものではありませんが先日両水利組合の役員が集まった際にこのような報告もなく本日「水利関係者の同意が得られ</p>

山寄委員	ている」との報告があったことから疑問に思い発言したものです。
事務局	水利関係者の確認については事務局の確認不足もあったと思います。転用申請時における水利権者の同意については山寄委員さんと相談させていただきますのでご協力をお願いします。なお、今回につきましては試掘調査であり雨水の影響は少ないことを考慮して判断いただければと思います。
山寄委員	分かりました。
議長（会長）	<p>本件における隣接の水利権者は安藤用水ですが流末は庄田井手となります。当事者が同意にかかる協議を希望される場合は協議が必要になると考えます。</p> <p>その他、意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、受付番号 5-2 について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 5-2 について説明します。</p> <p><b>【議案第2号 受付番号5-2 朗読後、説明】</b></p> <p>土地の所在地：上野地内          登記地目：田 現況地目：田          面積 1,494㎡の内 243㎡          使用貸借による一般個人住宅を目的とした転用です。</p> <p>場所、図面など資料については、本日配布議案書の10ページから15ページに付けています。</p> <p>場所については、議案書の10ページから12ページに図面を付けていますが、上野集落の南側の農地になります。土地利用計画図は13ページに付けています。</p> <p>転用理由につきましては、義父所有の農地の維持管理のために、実家から近く、敷地の広さも十分にある当該地に住宅を建設したいとのことでした。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p>



事務局

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、10ha以上の規模の集団農地であり、第1種農地に該当しません。許可根拠は集落接続です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関ローン申込審査結果通知書により確認しました。

また、借受人は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側と南側は田、西側と北側は町道になっています。貸出人所有農地に隣接しており、同意は得られています。雨水は溜枡で既設道路側溝へ放流します。汚水は合併浄化槽から同じく既設道路側溝へ放流します。水利権者の同意は得られております。なお、町集落排水の接続も検討中です。

日照、通風についてですが、隣地から十分距離をとっているため、周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

【スライド現地説明】

以上です。

議長（会長）

この件につきましては、13番 西村辰寿委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

西村委員

5-2について調査報告をさせていただきます。7月5日に西村推進委員さんと現地調査を行いました。同日、本議案の代理人となっておりますクローバー総合事務所の担当者に電話で聞き取りを行いました。内容は事務局説明のとおりで重複しますが説明をさせていただきます。貸出人は借受人の義父であります。貸出人の農地が当該申請地の周辺にあり貸出人が耕作をしておられます。借受人も手伝って耕作をしておられるようです。将来的に借受人が農地を維持管理していくために当該申請地に住宅を新築したいとのことでした。申請地の周辺ですが北側、東側、西側は道路、申請地との間に用水路があります。南側に集会所がありますがこれが基準地であります。雨水は西側の用水路に排水、汚水は町集落排水に接続です。特に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして日程第5 議案第3号 非農地証明について審議を行います。受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 非農地証明について説明します。</p> <p>これは農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号1-1について説明します。</p> <p><b>【議案第3号 受付番号1-1 朗読後、説明】</b></p> <p>土地の所在地：山志谷地内          登記地目：田 現況地目：田          面積：955 m<sup>2</sup></p> <p>土地の所在地：山志谷地内          登記地目：畑 現況地目：畑          面積：472 m<sup>2</sup></p> <p>土地の所在地：山志谷地内          登記地目：畑 現況地目：畑          面積：135 m<sup>2</sup></p> <p>土地の所在地：山志谷地内          登記地目：畑 現況地目：畑          面積：99 m<sup>2</sup></p> <p>土地の所在地：山志谷地内          登記地目：畑 現況地目：畑          面積：16 m<sup>2</sup></p> <p>土地の所在地：山志谷地内          登記地目：畑 現況地目：畑          面積：178 m<sup>2</sup></p> <p>土地の所在地：山志谷地内          登記地目：畑 現況地目：畑          面積：397 m<sup>2</sup></p>

## 事務局

土地の所在地：山志谷地内  
登記地目：田 現況地目：田  
面積：421 m<sup>2</sup>

土地の所在地：山志谷地内  
登記地目：畑 現況地目：畑  
面積：105 m<sup>2</sup>

土地の所在地：山志谷地内  
登記地目：畑 現況地目：畑  
面積：158 m<sup>2</sup>

土地の所在地：山志谷地内  
登記地目：畑 現況地目：畑  
面積：429 m<sup>2</sup>

土地の所在地：山志谷地内  
登記地目：田 現況地目：田  
面積：1,818 m<sup>2</sup>

土地の所在地：山志谷地内  
登記地目：田 現況地目：田  
面積：42 m<sup>2</sup>

土地の所在地：山志谷地内  
登記地目：田 現況地目：田  
面積：274 m<sup>2</sup>

土地の所在地：山志谷地内  
登記地目：田 現況地目：田  
面積：763 m<sup>2</sup>

土地の所在地：山志谷地内  
登記地目：田 現況地目：畑  
面積：552 m<sup>2</sup>

土地の所在地：山志谷地内  
登記地目：畑 現況地目：畑  
面積：651 m<sup>2</sup>

土地の所在地：山志谷地内  
登記地目：畑 現況地目：畑  
面積：280 m<sup>2</sup>

土地の所在地：山志谷地内  
登記地目：畑 現況地目：畑  
面積：238 m<sup>2</sup>

場所につきましては、山志谷集落南東の農地になります。  
理由につきましては、申請地は昭和10年ごろに転出して以降、約80年以上耕作はされておらず、現在は原野又は山林となっているという状態です。

事務局	<p>この農地は、農振農用地区域外の第2種農地です。以上です。 【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>現地確認は田中委員、今井委員、安部推進委員にお願いしました。 この件につきましては、8番 田中委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いいたします。</p>
田中委員	<p>それでは報告をさせていただきます。7月8日に今井委員、安部推進委員と現地調査を行いました。この日は大雨で山の方まで確認できる状態ではありませんでしたので3筆のみ行いました。残りの16筆についてはこれまでの農地パトロールで赤判定（荒廃農地と判定）にしている山間部の土地でありますので航空写真と地図による確認を行ったところです。非農地として問題ないと考えています。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。 以上で非農地証明の申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の18ページをご覧ください。 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 八頭町長から令和3年6月29日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 今月は通常の利用権設定はありません。 中間管理事業分のみで、新規3件、更新2件、合計5件です。面積は田9,847㎡（6筆）、畑1,265㎡（1筆）、合計11,112㎡（7筆）です。 すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。</p>

事務局	<p>受付番号 36-4 について補足説明をいたします。「土地の所在」欄に、一時利用地仮地番を入れております。この農地は基盤整備事業の対象農地で、地番「288」は基盤整備前の地番であり、「7-4-3」は基盤整備後の一時利用のための仮地番になります。今後、地域の担い手1法人へ配分する予定です。以上です。</p>
議長（会長）	<p>中間管理事業分 受付番号 33-1 から 37-5 について審議を行います。 この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なし)
議長（会長）	<p>異議なしということで中間管理事業分 受付番号 33-1 から 37-5 について申請どおり決定します。 以上で議案第4号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。 続きまして、日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の19ページをご覧ください。 議案第5号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和3年6月29日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。 整理番号 57-1 から 65-9 について説明します。 先ほどの議案第4号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地で、基盤整備事業に係る1筆を除いた10,052㎡(6筆)と、既に機構へ貸付けられている農地22,105㎡(11筆)、合計32,157㎡(17筆)を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。 地域の担い手1法人へ22,105㎡(11筆)、その他3名の個人耕作者へ10,052㎡(6筆)を配分するものです。以上です。</p>
議長（会長）	<p>それでは審議を行います。整理番号 57-1 から 65-9 につきまして、質問意見はありませんか。</p>
山本推進委員	<p>57-1 は岡山県の方が借りられるようですがこちらにおいでにな</p>

山本推進委員	るのですか。
議長（会長）	事務局回答してください。
事務局	57-1 については津山市から通作です。4月開催の委員会で通作について説明させていただいた方と同じ方で問題はありません。
議長（会長）	他に無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、57-1 から 65-9 につきまして申請どおり決定します。 以上で日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。 続きまして、日程第8 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について審議をいたします。受付番号2-1 について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について説明します。議案書の21 ページをご覧ください。 八頭町長から、令和3年6月23日付けで農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。 <b>【議案第6号 受付番号2-1 朗読後、説明】</b> 受付番号2-1 について説明します。 申請地 三浦地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,088 m <sup>2</sup> の内 84.78 m <sup>2</sup> です。 目的は農用地区域からの除外です。 理由としましては、既存の墓地が山中にあり、管理に支障をきたしているため、実家近くへ墓地の移転をし、管理したいということです。 議案書の22 ページから26 ページに位置図、図面を付けています。三浦集落の北側の農地です。この農地は、小集団の生産力の低い第2種農地であり、農用地区域内の農地です。 以上です。
議長（会長）	この案件は、14番 西田悦子委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いいたします。

西田委員	<p>7月11日申請人と現地でお会いしました。申請地の地目は田ですが実際は畑として使っておられました。周辺の皆さんも畑として使っておられるように見えました。畑としての管理はきれいにされておられました。また、道を隔てたところに他の方の墓地もありました。お墓を立てられる場所として妥当であるのではないかと感じました。民家からも距離があり問題はないと認められましたのでよろしくをお願いします。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
山本推進委員	<p>先ほどの報告で民家から離れているとありましたが図面では10m以内に見えますが。</p>
議長（会長）	<p>事務局回答してください。</p>
事務局	<p>本件につきましてはあらかじめ墓地経営許可を所管する町民課の事前審査を受けており基準に適合しております。</p>
議長（会長）	<p>その他、無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定します。          以上で日程第8 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。          続きまして、日程第9 その他について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p><b>【その他】</b>          ○第3回委員会における確認事項について          ・私都川河川改修工事に伴う付帯施設設置に係る農地転用について          ・農地変更調書記載の地積について          ○各種審議会等委員の選出について          ○令和3年度の農地パトロールについて          ○公務災害補償任意加入について          ○次回R3.8定例会          ■8月10日（火）13時30分から</p>

事務局

■船岡地区公民館  
以上です。

議長（会長）

次に私から広報誌の発行と専門委員会（仮称）設置について説明させていただきます。

- 専門委員会（仮称）設置について
- 広報誌の発行について
- ※会長説明（説明内容省略）

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

栄田推進委員

- 私都川河川改修工事について

議長（会長）

以上で第4回農業委員会を終了します。

終了（15時30分）